

概要

- ✓ 国の在宅医療の体制構築に係る指針において、①退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応及び④看取りの4つの医療機能の確保に向けて、自ら**24時間対応体制の在宅医療を提供**するとともに、**他の医療機関の支援**も行いながら、**医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援**を行う病院・診療所を、「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」として医療計画に位置付けることとされている。
- ✓ 都においては、区市町村が地区医師会等の**地域の関係者と協議**した上で、**都に推薦した医療機関**（原則として在宅療養支援診療所・病院）を「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」として指定（原則として各区市町村に1以上）

目標※

- 在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと。
- 多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと。
- 災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと。
- 患者の家族等への支援を行うこと。

求められる事項※

- 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、**患者の病状の急変時等における診療の支援**を行うこと。
- 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、**関係機関に働きかける**こと。
- 臨床研修制度における地域医療研修において、**在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保**に努めること。
- **災害時等にも適切な医療を提供するための計画を策定**し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと。
- 地域包括支援センター等と協働しつつ、**療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介**すること。
- 入院機能を有する医療機関においては、**患者の病状が急変した際の受入れ**を行うこと。

在宅療養において積極的役割を担う医療機関について（2/2）

指定状況

52自治体、217医療機関

※令和7年6月30日までに推薦があった分について指定

※「在宅療養において積極的役割を担う医療機関」の一覧を都ホームページで公表

※現時点で調整中の10自治体については、推薦があり次第順次指定

調査結果（「求められる事項」に対応する取組の実施状況）

■回答状況：128／217医療機関（令和7年6月30日時点）

求められる事項	医療機関数	
	実施済	今後実施
① 医療機関（特に1人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと。	85	25
② 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること。	127	1
③ 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること。	73	35
④ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと。	54	57
⑤ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること。	118	10
⑥ 入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと（対象：36）	34	1